国営江別南幌土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営江別南幌土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成 29 年 10 月 25 日

農林水産大臣　齋藤　　健

１　縦覧に供すべき書類の名称
　国営江別南幌土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
２　縦覧期間
　平成29年10月26日から平成29年11月24日まで
３　縦覧場所
　北海道江別市及び空知郡南幌町各事務所

国営新雨竜二期土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営新雨竜二期土地改良事業（国営施設応急対策）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成 29 年 10 月 25 日

農林水産大臣　齋藤　　健

１　縦覧に供すべき書類の名称
　国営新雨竜二期土地改良事業計画書（国営施設応急対策）の写し
２　縦覧期間
　平成29年10月26日から平成29年11月24日まで
３　縦覧場所
　北海道樺戸郡新十津川町及び雨竜郡雨竜町各事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 10 月 25 日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成29年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東邦亜鉛株式会社　丸崎　公康　東京都千代田区丸の内１－８－２　国土交通大臣許可（般－26）第23380号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年８月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 10 月 25 日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成29年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　山陽電気工事株式会社　山本　秀輝　東京都千代田区２番町３－13　国土交通大臣許可（般－24）第24753号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年９月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 10 月 25 日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成29年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　進和テック株式会社　渡邊　裕元　東京都中野区本町１－32－２　国土交通大臣許可（般・特－27）第5668号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年９月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 10 月 25 日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成29年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社東邦アーステック　設楽　琢治　東京都新宿区新宿２－13－10　国土交通大臣許可（特－24）第2480号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年９月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第４０４８号
東京都千代田区五番町14番地の１
申立人　一般財団法人住宅改良開発公社
代表者代表理事　塩島　高雄
手続代理人弁護士　春山　　進
本籍新潟県妙高市栄町528番地３、最後の住所新潟県妙高市栄町３番15号、死亡の場所新潟県上越市、死亡年月日平成28年６月10日、出生の場所新潟県中頸城郡新井町、出生年月日昭和21年１月４日、職業無職
被相続人　亡　田中　龍一
新潟県上越市鴨島１丁目230番１号　ニューサンテオフィスＡ号室　船崎法律事務所
相続財産管理人　船崎　昌幸
新潟家庭裁判所高田支部

平成２９年（家）第４００８８号
長野県松本市大手２丁目１番６号
申立人　長野県食品健康保険組合
本籍長野県松本市元町１丁目81番地１、最後の住所長野県松本市元町１丁目９番28号、死亡の場所長野県松本市、死亡年月日平成29年３月13日、出生の場所長野県松本市、出生年月日昭和20年４月26日、職業組合常務理事
被相続人　亡　寺島　　宏
事務所長野県松本市沢村３丁目１番５号２階　長瀬法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長瀬　孝浩
長野家庭裁判所松本支部

平成２９年（家）第１４５５号
京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375番地
申立人　社会福祉法人京都府社会福祉協議会
理事長　位高　光司
本籍京都市上京区今出川通御前通東入社家長屋町677番地、最後の住所京都市北区平野鳥居前町27番地の１、死亡の場所京都市北区、死亡年月日平成29年２月17日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和４年４月17日、職業無職
被相続人　亡　髙野　房江
事務所京都市中京区東洞院竹屋町下ル　竹屋町法曹ビル３階
相続財産管理人　弁護士　濱田　次雄
京都家庭裁判所